

5. 労働相談の事業

昭和36年8月の第一次釜ヶ崎暴動の背景に、地区労働者の劣悪な労働環境があげられていた。就労時の手配師の介在、強制労働、賃金不払、タコ部屋の飯場の存在など、労働の場で、人間らしい取扱いをされないことへの不満がうっ積されていた。したがって、事件直後に発足したセンターの前身、府労働部西成分室も、いきおい、就労にともなうさまざまなトラブルの相談を受けざるをえなかった。西成労働福祉センターに業務が引継がれると、センターは地区労働者のよろず相談承り所となって、その役割を果たすようになるのである。

49年9月の機構改革で、紹介課に労働相談係が設置されて窓口業務の専門化がおこなわれると、賃金未払、労働条件違反などの労働相談が、折からの不況も加わって急激な増加をみせた。それまで氷山の一角だけであったものが、その下の巨大な部分が顕在化してきたものと云えよう。

労働相談を処理するにあたって、センターとしては次のことに留意している。ともすると、相談に来た労働者から、賃金取立屋、事件屋的にさせられちなのを、基本的に、労働者自からが、労働者としての権利を保障させてゆくのを、あくまで援助するという立場で処理をするということである。

したがって、契約途中無断で退職し、賃金の請求もしていないで、賃金をとってくれと云って来た場合には、退職の意思表示と賃金の請求を自からおこなわせるところから初まる。

昭和51年度の労働相談の概要は次の通りである。

(1) 賃金未払に関する相談

賃金未払の新規相談は2,428件で、前年度の1,871件に比べ557件、約30%の増加をみせている。継続ケースの再来を含めると延7,330名の労働者が窓口を訪れていることになる。48年のオイルショック後の不況の深まりで、49年、50年と賃金未払の相談は増加の傾向をみせていたが、求人状況が51年夏より好転してきたにもかかわらず、今年度も更に増加する

形となった。これは、これまで潜在的にあった賃金未払のケースを、その場で処理出来たもの迄相談処理票でおさえるようにしたためと思われる。もっとも、引続く不況で倒産件数は新記録を更新し続けていたし、建設業にうたかたのように浮んでは消える零細企業が多いという背景も見逃がすことは出来ない。

賃金未払相談としてケース記録にとどめられた1,387件のうち、未払金額のはっきりしたものは956件、金額として24,689,999円にのぼっている。一件あたり平均25,826円で、総件数にみなおすと、約6千万円もの賃金未払相談がセンターにもちこまれたことになる。

前年度繰越し分を含めて、当年度内に解決が得られたものは、処理票での解決を除いて919件、金額にして18,293,785円となる。

相談処理票によってその場で解決をみたのは1,041件であるが、これは窓口において、相談者に指導なり助言を与えることによって、相談者自らが解決をしていったものである。これらは前述の基本的立場に立って、問題の性格やその経過、状況に応じて、労働者としての社会的責任や自覚をうながし、自主的に解決を図るべく指導と援助を徹底した結果である。

本年度において中止したケースは403件、繰越しを含めた取扱総数の14.5%となる。中止に至ったケースには、働いた現場名や飯場の所在地も、時としては雇い主の名前すら覚えてなく、解決をはかろうにも五里霧中で、相談者が来所しなくなったものや、当人が途中で請求を断念したものなどが含まれている。

労働基準法や、昨年10月に施行された「建設労働者の雇用の改善に関する法律」に義務づけられている「雇入通知書」の受渡しの徹底によって、これらの中止ケースを少なくすることが出来よう。

相談ケースを業種別にみると、建設業が8割を占め、製造業が1割、その他1割となっている。雇用形態別にみると、現金仕事でのトラブルは僅か（年間21件）、その殆んどが期間雇用（飯場住込）などにおいてである。

依然として、賃金未払の発生源が、建設業における重層下請の末端で、し

かも「人夫供給業」的色彩の濃い事業所（住込飯場）であることを物語っている。これに、就労の際悪質手配師（売り込み手配師）が介在していると、トラブルが生じやすく、またその解決も容易ではない。

賃金未払に至る経過や、その原因は大別して次の点に示される。

- 1) 雇用契約を満了したが支払ってくれなかった場合。
- 2) 契約途中で無断退職（トンコ）した場合。
- 3) 自己退職した場合。
- 4) 解雇された場合。
- 5) 雇い主が蒸発、倒産した場合。

1) の満期日が来ても支払ってくれないケースは、明らかに賃金不払として労基法にふれるものである。不況の中で、資金ぐりが悪い、元請からの支払が遅れている。などの理由がふえているが、中には足どめとして故意に遅らせる悪質な業者もある。

2) の無断退職（トンコ）の場合は、退職理由がどうであれ、退職の意思表示も、賃金の請求もしていないのであるから、賃金未払は当然の帰結である。センターの方から電話をして恥をかく場合もある。

3) の自己退職の場合は、契約途中でやめたから、というのが不払いの中心的な理由である。「契約は契約として守るべきである。その履行は社会的にみて当然である」との雇い主側の主張もまた無視できない点であるが、働いた賃金は支払ってもらわねばならない。

4) の解雇の場合は、当然支払をしてしかるべきなのだが、労働者側に責任のあることが多く、「出てゆけ」、「やめて帰れ」と云われ賃金の支払も受けずに帰ってきている。

5) の雇い主の蒸発、倒産の場合は、不払の原因がはっきりしてるだけに、労働者の怒りも大きく、また解決も困難なケースが多い。中には偽装倒産と思われるようなケースもある。

ここで退職理由にふれてみたい。2) の無断退職なり、3) の退職の申出をした場合にしろ、途中で退職するにはそれなりの理由がある。その理由は、

別表のように多様である。第1は、全く自己の都合によるもの。この理由の中では、健康上の理由の多いことが目につく。第2は、仕事上の不満によるもの。これには、単純肉体労働であること。仕事がきつい、追い回しがある。汚れ仕事や危険な仕事が多い。などによるものである。第3には契約時の労働条件が事実と相違したことによるもの。これには、契約日数の違い、賃金の違い、作業内容の違いなどがあげられる。第4は、飯場での待遇、居住性が悪いこと、があげられる。このことは、労働基準法や、寄宿舎規程に違反している実態のあることを物語っている。さらに、これらの幾つかが複合される場合も多い。また、労働者の方に一方的に責任がある場合もある。たとえば、酒に酔って問題を起す、あるいは、この地域にいつの間にか吸い寄せられるように舞い戻る、休日に遊びに出て飲みすぎるなどで所持金を使い尽くし、帰る金もなくなった。などのケースである。しかし、その大多数は、労働条件の劣悪さが退職の要因となっている点は、見逃がせない事実である。

賃金未払が解決に至る迄には迂余曲折がある。退職の意思表示、賃金の請求がまだ行われていない場合は、労働者自からが解決をはかるようにすることから始まる。しかし、労働者側に責任があったり、「取りに来い」「取りに行けない」などのやりとりなどには、サジを投げたくなるときもある。話し合いによる解決が進まないと労働基準監督署への申告となる。

しかし、労基に申告したからと云って解決がスムーズに行くわけではなく、業者が暴力団とかかわりあいがあったりすると、一筋なわでゆかない。ある時には警察の協力も得て、解決ということになる。

不況の中で、倒産もしくは、それに近いような状態で、賃金の支払が不能という場合がある。このような場合、51年5月に公布された、「賃金の支払の確保に関する法律」によって不払賃金のうち一定の範囲内のものを国が弁済するということになったが、仲々これの適用を受けられないケースが多く、今までのところ立替払いを受けたケースは皆無である。

なかには偽装倒産と思われるケースもあり、賃金を親方がもち逃げしてし

まい、結局は元請業者が二重払いという形で肩替りしたというのものもある。

長期にわたる賃金未払のケースも、1ヶ月以上2ヶ月分にも及ぶひどいものが、22件もあった。

(2) 条件違反に関する相談

条件違反の相談は、現金仕事の場合は比較的少く、年間14件を数えるのみであった。もっとも、現金仕事が増えてくると、求人の充足がしにくいということもあって、増加をみせる。現金仕事でのトラブルは、作業内容の喰い違いがもっとも多い。建築雑役の仕事で行ったのに、ヘドロの中での掘方の仕事をさせられたとか、薦の仕事をさせられたとか云うものである。これらはいずれも条件の折り合いがつかず途中で帰って来るケースが多く、日当の補償、休業手当の支払ということになる。雨などによる仕事の中止の時も同様である。その他、残業手当の支給がない、少いというのものもある。

条件違反の大多数は、契約期間を定めて就労する期間雇用（住み込み飯場）においてである。これに悪質手配師（売り込み手配師）が介在する場合、とかく問題が起きやすい、やはり一番多いのは、賃金額に関するもので、5,000円の約束で行ったのに、4,500円しか払ってくれないというものである。次に契約日数のくい違い、10日契約で行ったのに実際は15日契約だったというものである。その他、飯代の違い、“喰いぬき”で行ったのに飯代をひかれた。というのものも多い。職種、作業内容の違いは、現金仕事と違って、就労する時は賃金の高い大工や鉄筋工で行ったのに、土工などの仕事をさせられ安い賃金で計算されたというケースの方が多い。

条件違反というのは、雇用契約時の条件がどうであったかが、基本になる。ところが、法で定められた雇入通知書は受けとってない、センターに求人申込みもしていない、ただ手配師の口約束だけで就労したという場合にはその基本が不明確なので、水かけ論になるときも多い。労働相談にもち込まれたケースの中、87%が、センターへ求人申込みもしていない業者に就労した場合のものである。センター登録の場合は解決も容易である。

(Ⅱ) 就 労 条 件 等

次に、労働相談に訪れた労働者の就労条件と、その実態をみることにしよう。

まず、就労に際しての労働契約日数を相談記録よりみると、前年度が平均17.8日だったのが、今年度は15.1日と、短期化の傾向をみせている。契約日数別では、10日、15日契約が多く、ついで期間の定めのない契約となっている。50年度は、不況の深まりのなかで、契約日数の長期化、期間の定めのない契約の増加となって、一度つかんだ仕事は大事に、そして辛抱してゆく姿がみられた。51年度に入って、建設業の景気の回復傾向がみられ現金仕事が出てくるに従って、ふたたび短期化の傾向がでてきたものである。

では、こうして、10日なり15日なり期間を定めて就労した労働者がどのような経過をたどるかみてみよう。707名の中、契約満了者は112名であり、あとの595名は中途退職者である。契約満了者のうち、ひき続いて就労している者、あるいは就労を余儀なくされている者が合わせて71名もある。特に後者の場合、雇主側のなんらかの形で足どめがあり、悪意性のある場合もみうけられる。中途退職者の場合、何日位でやめて帰るケースが多いか、これを相談者の実労働日数(未払労働日数)でみると、51年度は契約日数の傾向と同じく短期化の傾向がでている。全体の40%が半日から5日迄の間でやめており、6日から10日までが31%となっている。

中途退職が多いということは、一見この地域の労働者が、勤労意欲に欠けた怠け者であるかのように映るが、飯場の実態や労働条件の劣悪さなど、その置かれている客観的条件を無視することは出来ない。といって、このことは決して、契約途中に無断でやめてもよいということを容認するのではない。ただ、明確な点は、飯場に行かざるを得ない、追いつめられた生活の実態がそこにあることであり、劣悪な労働環境の中で「長期」に拘束されることも、不況で仕事が少い時には忍耐をざるを得ないのである。ただ、その忍耐の許容限界が個々の労働者によって異なるといった違いと、地区寄場の現金仕事の好、不況の状況とが連動して、労働者が契約の途中でやめてくる日数に差

が出てくるようである。一方雇い入れる側も、これらの事情を考慮し、その時々を経済状況により、より募集しやすい方法(契約期間の長さの調節)を選ぶが、基本的には長く働いてもらいたいので、期間満了に伴い、その延長を労働者に求めたり、賃金の支払をのばしたりする業者も出てくるのである。

次に、就労先事業所の所在地別分布状況をみると、大阪市内が126事業所15.0%、大阪府下が186事業所22.0%、他府県が523事業所63.0%、となっており労働市場としての巾広さを果している。昭和44年度万博景気の頃が、大阪市内214事業所32.2%、大阪府下173事業所26.0%、他府県278事業所41.8%であるのに比べると、市内が大巾に減って他府県が倍加していることが分かる。大阪市内では、西淀川区、港区、大正区が多く、府下では、堺、豊中、茨木、高槻が多い。他府県では兵庫が166事業所と断然多く、その中でも、尼崎、神戸、姫路に集中している。京都、滋賀、奈良などは近畿一円で多いのはうなずけるにしても、愛知県の76事業所は異常といってもよい。とにかく、北は北海道、東北、南は九州の南端迄29都道府県にわたり、この地区労働者の広汎な就労先を物語っている。

特に問題事業所の多いのが、兵庫県の尼崎、姫路である。

就労現場は、行動半径が広いだけに多岐にわたっている。建設現場では、地下鉄、新幹線工事をはじめ、沖縄の海洋博、青森の青函トンネル、福井の原子力発電所、ダム工事などの大工事、それに、都市開発のためのビル工事、泉北ニュータウンづくり、学校建築、災害復旧工事、下水道工事、等々があり、したがって元請事業所も、鹿島、大成、清水、竹中、大林、熊谷などの大手建設業者がほとんど顔を出している。製造関係の現場では、新日鉄(広畑、名古屋、大分)、住友金属、神戸製鋼など製鉄現場、日立造船などの造船現場などが多い。

労働賃金は、職種別でみていないが、51年度の平均では、日額4,936円となっている。年度当初と、年度末との比較では、500円ほどの上昇となっており、50年度が殆んど変動がなかったのに比べると、求人状況の好転がそのまま反映しているものとみられる。

飯代は、一日平均762円となっており、これが、賃金から差引かれることになる。いわば、住込みの場合の寮費みたいなもので、これに3食分の食費が含まれる。“喰抜”とは、この寮費(食事代)が全然いらぬ。差引かないということである。約3割が、喰抜きの条件で就労している。この方が、実質的に飯代分(700~800円)だけ賃金が高いということである。

無断退職が多いことは先にも述べた通りであるが、退職申出の有が704人62%、無しが425人、38%となっている。

相談労働者の年齢は、30才代から40才代までが75.4%を占め、その平均年齢は40.1才と働きざかりの年齢層である。しかし、センター発足当時の15年前に比べると、10才程年齢層が高くなっている。

以上、のべてきたように、労働相談の窓口を訪れる賃金未払、条件違反の相談ケースの内容は、あいりん地区労働者の置かれている労働環境のするどい反映であり、その告発でもある。

私たちはきびしい現実直面している個々の労働者の相談を、その場その場で処理してゆくことに追われ、それら個々の問題を生み出してゆく発生源に迫ってゆくことが困難となっているが、今後、各行政機関の協力を得て、労働基準法、職業安定法など一連の労働者保護法が、現実に地区労働者にも及ぶよう努力したい。



労働相談業務取扱状況

(昭和51年度)

	賃金未払			条件違反			小計		その他の相談					合計	
	新規		再来	新規		再来	新規	再来	生活相談	救護施設		求職	その他	小計	合計
	51	50		51	50					設置	現金				
51.4	51	197	329	11	6	385	208	385	67	0	25	52	105	249	792
	50	190	544	16	34	578	206	578	161	55		321	222	759	1,543
5	51	187	312	3	4	316	190	316	68	1	19	42	82	212	718
	50	153	484	9	32	516	162	516	96	20		266	115	497	1,175
6	51	228	268	14	1	269	242	269	97	0	29	54	108	288	799
	50	183	618	13	48	666	196	666	129	18		361	120	628	1,490
7	51	247	444	8	2	446	255	446	55	0	27	53	115	250	951
	50	128	518	8	53	571	136	571	126	36		346	157	665	1,372
8	51	229	608	9	5	613	238	613	86	2	25	84	72	219	1,070
	50	109	396	9	48	444	118	444	107	40		226	219	592	1,154
9	51	175	471	2	0	471	177	471	63	4	26	36	103	232	880
	50	137	333	7	29	412	144	412	68	28		256	281	637	1,193
10	51	155	472	3	8	480	158	480	37	4	13	23	79	156	794
	50	138	440	7	18	458	145	458	94	51		301	235	681	1,284
11	51	149	421	3	0	421	152	421	82	7	3	27	112	181	754
	50	118	356	5	11	367	123	367	61	25		259	238	588	1,073
12	51	218	371	1	0	371	219	371	48	2	9	37	151	247	837
	50	136	379	6	10	389	142	389	65	25		240	248	578	1,109
52.1	51	179	343	6	3	346	185	346	55	6	21	32	180	294	825
	50	191	263	8	14	277	199	277	97	28		98	143	366	842
2	51	218	439	8	5	447	226	447	28	2	4	31	179	244	913
	50	202	300	27	14	314	229	314	86	25		73	118	302	845
3	51	246	424	13	6	430	259	430	39	6	9	42	165	261	950
	50	186	374	12	12	386	198	386	73	35		34	107	249	833
計	51	2,428	4,902	65	16	4,918	2,493	4,918	675	34	210	463	1,451	2,833	10,284
50		1,871	5,055	127	323	5,378	1,998	5,378	1,163	381		2,790	2,203	6,537	13,913

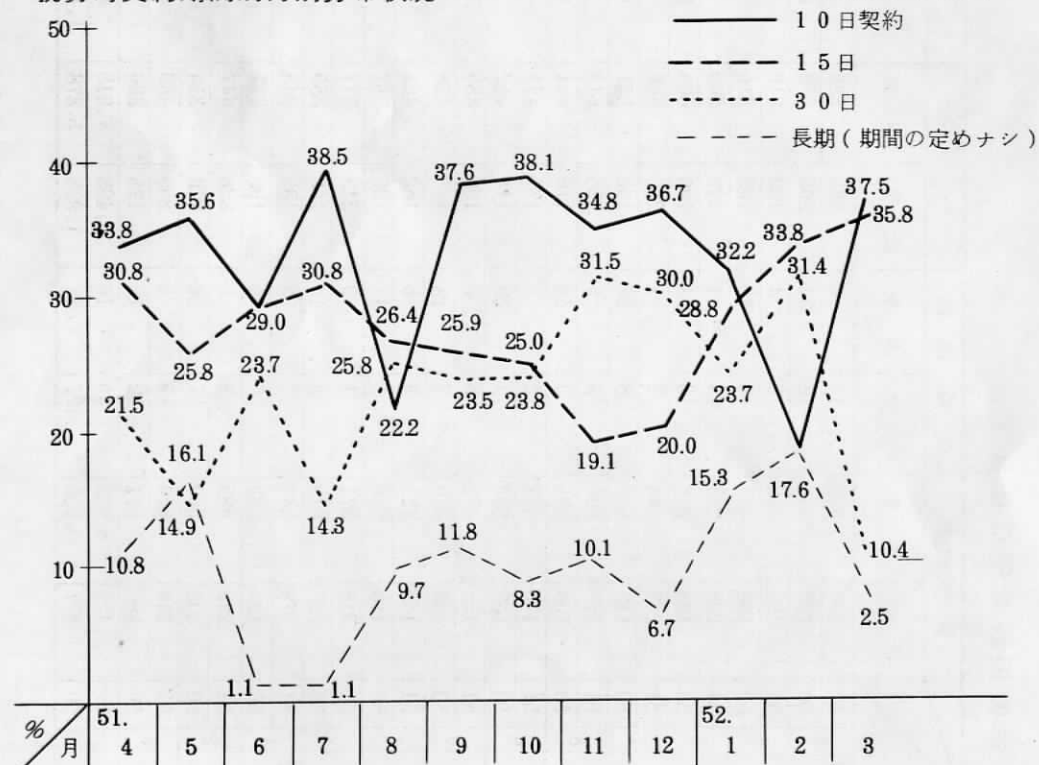
賃金未払相談処理状況

(昭和51年度)

項目 年月	新規相談			解決			中止 件数	継続 件数
	件数	未払賃金総額	件数	支払金総額	件数	支払金総額		
51. 4	197	93 ^件 2,380,427 ^円	144	74 ^件 1,652,270 ^円	36		375	
5	187	74 1,630,269	120	48 788,242	0		442	
6	228	79 2,084,128	304	184 3,087,380	121		245	
7	247	96 2,063,192	175	84 1,688,415	26		291	
8	229	101 2,602,758	176	98 1,738,234	30		314	
9	175	83 2,126,349	142	67 1,408,074	49		298	
10	155	89 3,031,004	101	57 1,012,591	0		352	
11	149	82 2,193,821	96	57 1,656,469	18		387	
12	218	57 1,529,293	227	82 1,690,049	39		399	
52. 1	179	71 2,473,306	157	56 1,294,318	22		399	
2	218	54 1,428,952	192	56 921,037	28		337	
3	246	77 1,144,500	222	56 1,356,706	34		327	
合計	2,428	956 24,687,999	2,056	919 18,293,785	403			

就労時契約期間別月別分布状況

(昭和51年度)



賃金未払相談者についての労働条件しらべ(判明のみ)

(昭和51年度)

項目 年月	就労先			労働賃金(月額)			飯			代			契約日数			退職申出		未払労働 日数平均
	市内	府下	他府県	最高	最低	平均	喰抜	最高	最低	平均	長期	1ヶ月	15日	10日	その他	有	無	
51. 4	17	21	72	7,500	3,400	4,692	23	1,000	300	732	32	22	30	38	5	55	72	10.4
5	14	24	68	11,000	3,200	4,783	20	1,000	600	716	19	22	30	39	5	49	65	8.6
6	13	23	61	9,000	3,800	4,790	22	1,000	500	750	17	13	27	41	10	58	30	10.4
7	22	23	94	7,000	3,000	4,628	23	1,000	400	750	19	14	27	34	2	80	42	9.8
8	12	31	89	10,000	3,500	4,880	32	1,000	600	750	25	6	29	36	5	73	44	8.6
9	9	34	74	10,000	3,600	4,792	49	1,000	500	759	32	17	32	34	10	59	27	10.1
10	17	32	57	10,000	2,800	5,275	27	1,000	600	719	32	10	17	36	7	64	36	9.4
11	10	25	81	8,000	3,500	5,202	50	1,000	600	793	25	13	22	26	7	56	36	8.5
12	9	17	62	8,000	2,500	4,839	19	900	600	770	19	8	11	22	7	39	27	10.5
52. 1	7	21	61	15,000	3,500	4,895	30	900	600	771	17	5	17	25	7	53	19	8.3
2	5	13	61	13,000	3,700	5,228	18	1,100	600	799	16	12	17	15	0	54	13	8.9
3	5	9	79	10,000	4,200	5,169	28	1,200	700	831	20	4	29	32	9	64	14	8.1
合計	140	273	859	15,000	2,500	4,936	341	1,200	300	762	373	146	288	378	74	704	425	9.3

労働相談関係事業所・所在地分布状況 (S.51.4～S.52.3. 833事業所)

近畿地方 79.0%							大阪市内 126 (15.0%)								
大阪市内	大阪府下	兵庫	滋賀	京都	奈良	和歌山	大阪府下 186 (22.0%)								
126	184	166	47	79	39	17	他府県 523 (63.0%)								
西成	港	大正	西淀川	東淀川	住吉	住之江	平野	此花	都島	淀川	鶴見	阿部野	生野	東成	その他
5	16	15	27	7	1	10	9	4	3	4	2	1	2	2	18
堺	豊中	茨木	東大阪	大東	枚方	門真	河内長野	高槻	岸和田	四条畷	摂津	寝屋川	吹田	泉南	その他
34	16	13	10	5	7	4	8	13	5	4	8	8	4	5	40
尼崎	神戸	姫路	宝塚	西宮	伊丹	明石	高砂	川西	その他						
45	23	19	15	12	17	5	1	6	23	(20.0%)					

(20.0%)

関東地方			甲信越	東海地方				中国地方		
東京	神奈川	千葉	長野	静岡	愛知	岐阜	三重	岡山	広島	山口
5	8	6	1	1	76	11	13	11	13	2

四国地方			九州地方				北陸地方			東北	北海道
香川	徳島	高知	佐賀	大分	熊本	鹿児島	福井	石川	富山	宮城	
1	1	5	1	1	1	1	10	4	1	1	1

相談労働者の年齢別分布状況 (S.51.4～S.52.3. 1,208名)
(参考)

年令層	項目	人数	百分比	49年度(下)	S.50年度	S.38年度
20才未満		0	0	0	0.1%	2.4
20代	20～24	27				
	25～29	112	13.9	9.4	10.5	39.9
30代	30～34	201				
	35～39	237	43.8	37.2	37.4	40.3
40代	40～44	277				
	45～49	179	45.6	38.2	38.0	13.4
50代	50～54	102				
	55～59	34	13.6	12.5	12.3	4.1
60才以上		34	3.4	2.7	1.7	

平均年令 40.1才

労働相談ケース退職理由しらべ

(判明分のみ 800ケース)

自己の都合によるもの	209	26.1%	健康上の理由(身体の具合が悪く)	120	15.0%
			遊びに出てそのまま帰らず	34	4.2
			酒の飲みすぎ、ケンカで居づらくなる	21	2.6
			帰省など他用ができたため	16	2.0
仕事上の不満によるもの	176	22.0%	その他(ただ何となく。友人がやめたので..)	18	2.3
			仕事がつい	95	11.9%
			使い方が荒い(休憩がないなど)	30	3.7
			休みが多い(雨や仕事がヒマで)	23	2.9
契約時の労働条件が事実と相違したため	128	16.0%	仕事がおもしろくない。嫌になった	17	2.1
			その他(仕事先でのトラブルなど)	11	1.4
			契約日数の違い(支払日の遅れも含む)	52	6.5%
			賃金額の違い	32	4.0
飯場の待遇・居住性が悪い	123	15.4%	作業内容の違い	24	3.0
			その他(預け・飯代・残業手当・手配料)	20	2.5
			雰囲気が悪い(酒ぐせの悪いのが多いなど)	34	4.3%
			暴力をふるわれた(オヤジ・ボーン・若い衆)	22	2.8
解雇されたため	74	9.3%	金を貸してくれない	21	2.6
			諸式・施設が悪い(ふとん・風呂・食事など)	13	1.6
			オヤジがガミガミとうるさい	13	1.6
			その他(いやがらせなど)	20	2.5
契約満了によるもの	66	8.2%	出てゆけ(酒ぐせが悪い、ケンカなどで)	40	5.0%
			やめて帰れ(仕事ぶりが悪い、休みがちなどで)	16	2.0
労災事故のため	24	3.0%	仕事がないため	18	2.3
				66	8.2%
				24	3.0%